

重要事項説明書

医療法人社団 康心会

ふれあい町田居宅介護支援事業所

重要事項説明書

1 事業所の概要

事業所名	ふれあい町田居宅介護支援事業所
所在地	東京都町田市小山ヶ丘1-3-8
事業者指定番号	東京都1373204419
管理者・連絡先	氏名 今野 一 連絡先 医療法人社団康心会 ふれあい町田ホスピタル 代表 042-798-1121
サービス提供地域	町田市・八王子市・相模原市・多摩市

2 事業所の職員体制等

職 種	従事するサービス種類、業務	人 員
管理者	居宅介護支援	名（主任介護支援専門員）
介護支援専門員	居宅介護支援	名（常勤専任 名、兼任 名）

3 営業時間

区 分	平 日	土曜日	日・祝日
営業時間	8：30～17：30	電話対応のみ	

（注）年末年始（12/31～1/3）は「休業日」の扱いとなります。

平日17：30以降と土日祝の電話対応は、**ふれあい町田ホスピタルおよび
居宅携帯電話**となります。

緊急時には担当者の携帯電話に連絡を入れるシステムとなっております。ご了承下さい。

4 当事業所のサービスの方針等

- (1) 利用者が要介護状態になっても可能な限り、在宅生活を続けられるように医療・保健・福祉の総合的なサービス提供を行い、生活を支援します。
- (2) 利用者に対し、常に地域の医療・保健・福祉のフォーマルな社会資源もしくはボランティア団体・家族会などのインフォーマルな社会資源に関する最新の情報を提供します。
- (3) 常に利用者の立場に立って、公正中立に事業を行います。またケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点より、以下について説明します。
 - ① 前6月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合（別紙1のとおり）
 - ② 前6月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの、同一事業者によって提供されたものの割合（別紙1のとおり）
- (4) ご利用者自身がサービスを選択する事を基本に、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能です。
- (5) 当該事業における個人情報の取り扱いについて次のとおり定めます。
 - ① 当事者は業務上知り得た利用者またはその家族の個人情報は第三者に漏らすことがないよう、厳正に取り扱います。

- ② 従事者が退職した後でも、利用者及び家族の個人情報漏洩しないよう管理に十分配慮します。
- (6) 事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし業務体制を整備します。
- ① 採用時研修 採用時3ヶ月以内
- ② 継続研修 年2回程度
- また、資質向上のために、適時研修の機会を提供するものとします。
- (7) 事故対応について
- 当該事業所は、利用者に事故が発生した場合にはすみやかに市町村利用者の家族等に連絡行うとともに、必要な措置を講じます。
- ① 当該事業所は前項の事故及び、その事故に際してとった処理について記録をします。
- ② 利用者に対する居宅介護支援サービスの提供により、事業所における過失で賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。
- (8) 虐待防止について
- 虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報する必要があり、当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めます。
- (9) 感染症対策について
- 平常時、衛生管理（事務所内、社用車等環境の消毒整備、うがい、手洗い等標準的な予防策）、発生時、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所等、市町村における関係機関との連携や報告を速やかに行います。
- (10) 福祉サービス第三者評価の実施状況について
- 事業所で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点から評価を行っています。

実施の有無	有	無
実施した直近の年月日	年	月 日
第三者評価機関名		
評価結果の開示状況		

5 居宅介護支援費

・居宅介護支援費（Ⅰ）

居宅介護支援費（ⅰ）	介護支援専門員1人あたりの 担当件数が1～44件	要介護1・2	1086単位
		要介護3・4・5	1411単位
居宅介護支援費（ⅱ）	介護支援専門員1人あたりの 担当件数が45～59件	要介護1・2	544単位
		要介護3・4・5	704単位
居宅介護支援費（ⅲ）	介護支援専門員1人あたりの 担当件数が60件以上	要介護1・2	326単位
		要介護3・4・5	422単位

・居宅介護支援費（Ⅱ） ※一定の情報通信機器の活用又は事務職員の配置を行っている

居宅介護支援費（ⅰ）	介護支援専門員1人あたりの 担当件数が1～49件	要介護1・2	1086単位
		要介護3・4・5	1411単位
居宅介護支援費（ⅱ）	介護支援専門員1人あたりの 担当件数が50～59件	要介護1・2	527単位
		要介護3・4・5	683単位
居宅介護支援費（ⅲ）	介護支援専門員1人あたりの 担当件数が60件以上	要介護1・2	316単位
		要介護3・4・5	410単位

・看取り期におけるサービス利用前の相談・調整等に係る評価

居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員が退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの死亡によりサービス利用に至らなかった場合に、モニタリングやサービス担当者会議における検討等必要なケアマネジメント業務や給付管理のための準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同等に扱うことが適当と認められる場合、居宅介護支援の基本報酬の算定をする。

6 居宅介護支援費[減算]

特定事業所集中減算	正当な理由なく、居宅サービス計画が同一の事業所によって、提供総数の占める割合が80%を超えている場合（訪問介護等）	1月につき200単位減算
運営基準減算	適正な居宅介護支援が提供できていない場合 運営基準減算の要件に該当した場合	所定単位数の50%に減算
業務継続計画未実施減算（注1）	感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画（業務継続計画）が策定されていない	所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算
高齢者虐待防止措置未実施減算	虐待の発生又は再発を防止する措置が講じられていない場合	所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算
同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント	指定居宅介護支援事業所の所在する建物と同一の敷地内、隣接する敷地内の建物又は同一の建物に居住する利用者。同一の建物に20人以上居住する建物に居住する利用者	所定単位数の95%を算定

※（注1）令和7年3月31日までは減算は適用しない。

7 特定事業所加算

算定要件		加算Ⅰ (519 単位)	加算Ⅱ (421 単位)	加算Ⅲ (323 単位)	加算Ⅳ (114 単位)
①	常勤かつ専従の主任介護支援専門員を配置していること	/	○	○	○
②	常勤かつ専従の主任介護支援専門員2名以上配置していること	○	/	/	/
③	常勤かつ専従の介護支援専門員を3名以上配置していること	○	○	/	/
④	常勤かつ専従の介護支援専門員を2名以上配置していること	/	/	○	/
⑤	常勤かつ専従の介護支援専門員を1名以上、非常勤(他事業所と兼務可)の介護支援専門員を1名以上配置していること	/	/	/	○
⑥	利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達事項等を目的とした会議を定期的を開催すること	○	○	○	○
⑦	24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること(加算Ⅳは連携でも可)	○	○	○	○
⑧	算定日が属する月の利用者総数のうち要介護3～要介護5である者が4割以上であること	○	/	/	/
⑨	介護支援専門員に対し計画的に研修を実施していること(加算Ⅳは連携でも可)	○	○	○	○
⑩	地域包括支援センターから支援から支援困難な事例を紹介された場合においても居宅介護支援を提供していること	○	○	○	○
⑪	地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること	○	○	○	○
⑫	運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けていないこと	○	○	○	○
⑬	介護支援専門員1人あたりの利用者の平均件数が45件未満(居宅介護支援費(Ⅱ)は50件未満)でないこと	○	○	○	○
⑭	介護支援専門員実務研修における科目等に協力または協力体制を確保していること(加算Ⅳは連携でも可)	○	○	○	○
⑮	他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等実施している事(加算Ⅳは連携でも可)	○	○	○	○
⑯	必要に応じて生活支援サービス(インフォーマル含む)が包括的に提供されるような居宅サービス計画書を作成していること	○	○	○	○

8 特定事業所医療介護連携加算

算定要件等 (加算 125 単位)	
①	前々年度の3月から前年度の2月迄の間、退院退所加算の算定における病院及び介護保険施設との連携の回数の合計が35回以上であること
②	前々年度の3月から前年度の2月迄の間においてターミナルケア加算を15回以上算定していること
③	特定事業所加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)のいずれかを算定していること

9 加算について

初回加算	新規として取り扱われる居宅サービス計画を作成した場合	300 単位
入院時情報連携加算(Ⅰ)	病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合	250 単位
入院時情報連携加算(Ⅱ)	病院又は診療所に入院した日の翌日または翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合	200 単位
イ) 退院・退所加算(Ⅰ) イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により一回受けていること	450 単位
ロ) 退院・退所加算(Ⅰ) ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンスにより1回受けていること	600 単位
ハ) 退院・退所加算(Ⅱ) イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により2回受けていること	600 単位
ニ) 退院・退所加算(Ⅱ) ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を2回受けており、うち1回はカンファレンスによること	750 単位
ホ) 退院・退所加算(Ⅲ)	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を3回以上受けており、うち1回はカンファレンスによること	900 単位
ターミナル ケアマネジメント加算	在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上居宅を訪問し心身状況等を記録し、主治医及び居宅サービス計画に位置付けたサービス事業者提供した場合	400 単位
緊急時等 居宅カンファレンス加算	病院又は診療所の求めにより当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合	200 単位
通院時情報連携加算	診察同席し、医師等に心身、生活環境等情報提供を行い、医師等から必要な情報提供を受けた上で、ケアプランに記録した場合、利用者1人につき、1月1回の算定を限度とする	50 単位

相談窓口、苦情対応

- サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

ご利用者様相談窓口	電話番号 042-798-1121 FAX番号 042-798-1122 責任者 今野 一 介護支援専門員 対応時間 <p style="text-align: center;">8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0</p>
-----------	--

- 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

市町村介護保険 相談窓口	所在地 町田市役所 いきいき生活部介護保険課給付係 電話番号 042-724-4366
	所在地 八王子市役所 福祉部介護保険課 電話番号 042-620-7416
	所在地 相模原市役所 健康福祉局被保健高齢部介護保険課 電話番号 042-769-9226
	所在地 多摩市役所 健康福祉部介護保険課 電話番号 042-338-6901
	所在地 東京都国民健康保険団体連合会（国保連） 電話番号 03-6238-0177 対応時間 9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0

【 説明確認欄 】

居宅介護支援契約の締結に当たり、契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明致しました。

所在地 町田市小山ヶ丘1-3-8
 事業者名 ふれあい町田居宅介護支援事業所
 説明者 _____

令和 年 月 日

居宅介護支援契約の締結に当たり、上記の重要事項の説明を受け、その内容に同意し交付を受けました。

(利用者)

氏 名 _____

(利用者家族代表・代理人)

氏 名 _____

居宅介護支援説明書

1 サービスの内容

- (1) 事業者（居宅介護支援事業者）は、利用者が自宅において日常生活を営むために必要なサービスを適切に利用できるよう、利用者の心身の状況等を勘案して、利用するサービスの種類及び内容、担当する者等を定めた居宅サービス計画を作成するとともに、当該計画に基づいてサービス提供が確保されるよう事業者等との連絡調整その他の便宜の供与を行います。
- (2) 居宅介護支援にあたっては、利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切なサービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう努力いたします。
- (3) 居宅介護支援にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供されるサービスが特定の種類又は特定の事業者に不当に偏ることがないように、公正中立に行います。
- (4) 経過観察・再評価等
居宅サービス計画作成後、次の各号に定める事項を介護支援専門員が担当します。
 - 1 利用者およびその家族と毎月連絡を取り、計画の把握に努めます。
 - 2 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
 - 3 利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス計画変更の支援、要介護認定区分変更申請の支援等の必要な対応をします。
- (5) 施設入所への支援
事業者は、利用者が介護保険施設への入院または入所を希望した場合、利用者に介護保険施設等の紹介、その他の支援をします。
- (6) 居宅サービス計画の変更
利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画を変更します
- (7) 給付管理
事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。
- (8) 要介護認定等の申請に係る援助
事業者は、利用者が要介護認定等の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるよう利用者を援助します。事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定等の申請を利用者に代わって行います。
- (9) 居宅介護支援にあたっては、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態になることの予防に資するよう行うとともに、医療サービスとの連携に十分配慮します。
- (10) 事業者は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者やその家族、事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況を把握するとともに、利用者についての解決すべき課題を把握し、必要に応じて居宅サービス計画の変更、事業者等との連絡・調整その他の便宜の提供を行います。
- (11) 前項の居宅サービス計画の実施状況、解決すべき課題等について適切な記録を作成・保管し、利用者に対して継続的に情報提供、説明等を行います。

申請代行委任状

利用者及びその家族は、次に定める条件にあって、必要最低限の範囲内で要介護認定等の申請代행을希望します。

1. 申請代行的理由

利用者及びその家族等が申請代행을依頼した場合

2. 申請代行する書類等の範囲

- ・ 要介護認定更新・変更申請書
- ・ その他()

3. 申請代行を行なう期間

- (1) 居宅介護支援契約の契約締結の日から、利用者の要介護認定または要支援認定（以下「要介護認定等」といいます）の有効期間満了日
- (2) 契約満了日の7日前までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新される

令和 年 月 日

事 業 所

町田市小山ヶ丘 1-3-8
ふれあい町田居宅介護支援事業所

利 用 者 _____

代 理 人 _____